

平成 2 1 年度

第 3 回

徳島県国土利用計画審議会

議事の概要

1 開催日時及び場所

平成22年1月14日（木） 午前10時30分から午前11時30分
県庁10階 大会議室

2 出席委員

岡田会長、村上会長職務代理、小林委員、沼子委員、岡崎委員、山下委員、
近藤委員、五軒家委員、山中委員、上垣委員、富永委員

以上11名

3 開会

事務局（定数報告）

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

始めに、本日の審議会における出席委員数についてでございますが、委員15名の内、11名の委員各位にご出席いただいておりますので、当審議会設置条例第5条第3項に規定する定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。

事務局

それでは、開会に先立ちまして、県土整備部長からご挨拶させていただきます。

県土整備部長

会長始め各委員の皆様には、平素より本県の土地行政につきましてご指導頂き、本当にありがとうございます。

また今日の徳島県国土利用計画につきましても、昨年1月からご審議いただいております、ようやく案までこぎつけたかなと思っております。本当に重ねて御礼申し上げます。

この計画につきましても、国の計画の改定にともない見直しを行うものでございますが、土地利用につきましても、一度改変をしてしまいますと、なかなか元には戻らないという性格を有していることから、本計画は他の計画の上位計画として他の計画の行為を規定する大変重要なものと考えているところでございます。

県土利用をめぐる状況は大変大きく変わっているところでございますが、将来を見通したビジョンを示すことにより、限られた貴重な資源であります県土をいかに最も望ましい姿で次の世代へ引き継いでいくかといったことをねらいとしたものでございまして、そうした視点に立って従来の開発中心からマネジメントとか、あるいは多様な主体の関与といったコンセプトを取り入れたところでございます。

これまでの各委員の皆様の意見やパブリックコメントを踏まえ諮問案をまとめさせていただきますので、本日ご審議のほどをよろしく申し上げます。

また、あわせて、これと関連するものとしたしまして、毎年見直しをしている土地利用基本計画図の変更もあわせてご審議いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

それでは、当審議会設置条例第5条第2項により、「会長は、当審議会の議長となる。」と規定されておりますので、会長よろしくお願いいたします。

4 議事

会長

それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。

さっそく、議事に入らせていただきます。

会長（諮問案件1の審議）

まず、諮問案件1の「徳島県国土利用計画（第四次）案」につきましては、知事からの諮問案件となっております。

事務局からご説明をお願いします。

事務局

まず、資料の確認をお願いします。

資料ナンバーをつけていませんが、「会議次第」、「国土利用計画審議会出席委員名簿」、「座席表」とあります。さらに、諮問文のコピーを配布させていただいております。

それから、本日の諮問案件の1として、「徳島県国土利用計画（第四次）案」、諮問案件の2として、「徳島県土地利用基本計画（地域区分）変更案」。

次に、報告案件として、「林地開発許可を受けた開発行為について」。

それから、諮問案件及び報告案件に係る資料として、

- ・資料1 事務案から諮問案への変更部分対照表
- ・資料2 徳島県国土利用計画の概要及び新旧比較表
- ・資料3 平成21年度 第2回 徳島県国土利用計画審議会議事概要
- ・資料4 徳島県国土利用計画（第四次）案の概要図
- ・資料5 航空写真
- ・資料6 徳島県土地利用基本計画書
- ・資料7 国土利用計画と他の諸計画との関係
- ・資料8 国土利用計画法抜粋

をご用意しております。

次に、今回諮問させていただきました「徳島県国土利用計画(第四次)案」について説明をさせていただきます。

同案につきましては、昨年1月からこれまでに3回、当審議会においてご検討いただいております。それらを全て踏まえますとともに、パブリックコメントでのご意見、国各省庁、各市町村長、県庁内関係課の意見等を勘案しまして、今回の諮問させていただいた案としております。

前回12月の第2回審議会で、それまでの変更箇所につきましてはご説明しておりますので、今回は割愛させていただき、前回の審議会以降の変更点につきまして説明させていただきます。

今回、お手元に「変更部分対照表」を資料1として、をご用意しておりますので、そちらをご参照いただければと思います。なお、変更部分には下線(波線)を引いております。

まず、資料1の1頁「イ 安全で安心な県土への要請」の8行目を「60%程度」としております。本文では2頁でございます。

これは、一昨日、1月12日付けで、政府の「地震調査委員会」から、「地震発生確率値の更新」が発表され、南海地震の30年以内の発生確率が、これまでの「50%～60%」から「60%程度」に変更されました。

所管部局等にも確認をとり、当計画においてもその旨、記述変更することとしております。

最後の5頁、本文では14頁も同様に、「(1) 治水・防災対策、水資源の確保」の10行目を「60%程度」と修正しております。

次に戻りまして、2頁目をお開きください。これは本文では2頁にあたります部分でございます。前回の審議会のご意見の中で、「低炭素社会」と「循環と共生」の関係がわかりにくい、あるいは文面上適切ではないのではとのご意見がございましたので、そこでのご議論の内容を踏まえまして、ここでは文中から「低炭素社会の実現等の」との文字を削除させていただきました。

続きまして、次の頁の「総合的マネジメント」についての部分でございます。これは本文では5頁にあたります。

まず、ここの第1段落がほぼワンセンテンスなのですが、これが長すぎて各語句の掛かりかたが判然としないとのご意見がございましたため、まず分断させていただきました。

また、ここで「期待される」との結び方となっておりますが、これは「方針」として相応しくない語尾ではないかとのご意見から、語尾も「必要である」と変えさせていただきます、方針であることを明確にしております。

4頁でございます。これは本文の11頁の表でございますが、その項目の「河川等」を省略せずに「水面・河川・水路」にさせていただきました。

以上が前回のご審議いただいた内容を元に変更した部分でございます。

なお、第1章の「基本的条件の変化」におけます各項目の小見出しについて、特に基本的条件の変化の項につきまして、「基本的条件の変化」と言いながら、あまり条件と言えないようなタイトルになっているというご指摘がございました。

具体的の申しますと県案本文1頁の「ア 県土の有効利用への要請」から次の頁の「オ」までの部分でございます。

本計画につきましても、政令において既に大きな見出しが決められております。また、小見出しにつきましても、既に計画を策定しております他の23道県の見出しなども参考にし、国本省との協議を行って作成しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、国土利用計画法第7条第9項に基づく、市町村長への意見照会については、市町村長から、「計画案について意見なし」とのご回答をいただいております。

以上の点を修正しまして県案としております。

この県案によりまして、本日、国土利用計画法第7条第9項において準用する同条第3項の規定に基づき、当審議会に諮問させていただいたものでございます。

ここで、「徳島県国土利用計画（第四次）案」の概要につきまして、改めてではございますが、少しご説明させていただきます。

資料2の「徳島県国土利用計画の概要」をご覧ください。

まず1の国土利用計画の体系ですが、これは法の規定に基づき定めることができるものとされており、国が定める「全国計画」、都道府県が定める「都道府県計画」、市町村が定める「市町村計画」の3つの計画により構成されており、下位計画は上位計画を基本として定めるものとされております。

本県におきましても、「3」にありますように、全国計画の第四次改定がなされたこと、第三次計画の目標年次であります平成17年が到来したこと、県土の利用にかかります諸条件が変化していることなどを踏まえまして、今後約10年における適切な県土利用を確保するため、第四次の改定を行うものです。

次に、国土利用計画の性格でございますが、ちょっと逆になりますが、資料の2に書かれておりますように、「県土が県民のための限られた資産である」ということを前提にして、総合的かつ計画的な県土の利用を確保することを目的としております。

計画の性格は県土利用の将来像を示します長期的な構想であり、直接に開発事業の実施を行ったり、土地を規制したりする性格のものではなく、県土の利用に関します行政上の指針となるものです。

今回の第四次計画の概要でございますが、2頁の「4の①」とおり、基準年次を平成17年とし、目標年次を平成30年とするものです。

構成といたしましては、「②」のとおり、まず第1に、今後の県土利用に関する基本方針を示し、第2で農用地、森林などの利用区分ごとの、将来における土地の面積を予測して目標を定め、第3において、第2で定めた目標を達成するための必要な措置について、その基本的な事項を記載しております。

第四次計画案の基本的な考え方ですが、③にありますように、現行の第三次計画におきましては、本計画の本来の目的であります「土地需要の量的な調整」、それと第二次計画から加わりました「土地利用の質的向上」、この二点が重要なポイントとなっております。

これに対し、改定計画では、限られた県土の有効利用と適切な維持管理とともに、土地需要の量的調整だけでなく、より一層県土利用の質的向上を図ること、さらに、これらを含め県土利用の総合的なマネジメントを進め、より良い状態で県土を次世代へ引き継いでいくことを課題としております。

このため、「この県土利用の総合的なマネジメント」の実施を新たな基本方針として加えております。

また、これらの課題への対処に当たっては、農用地及び森林の有効利用、低未利用地の利用促進を図るとともに、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体による直接的又は間接的な県土管理への参加などの取組により、県民一人一人が県土管理の一翼を担う、「県土の県民的経営」を促進していくことが重要であることも明記しております。

3頁以降が、全体の構成について、第三次計画と第四次計画の新旧比較表であります。3頁・4頁は先ほどの説明と重なりますので、割愛させていただいて、5頁をご覧ください。

第四次計画案では、「都市」や「農山漁村」などの地域類型別の基本方向では、各地域を別個に捉えるだけでなく、各地域類型間の機能分担や、交流・連携といった相互のつながりを双方向的に考慮する必要があることを、新たに加えました。

また、「農地」「宅地」などの利用区分別の基本方向におきましても、それぞれの利用区分を別個に捉えるだけでなく、安全・安心、環境首都、美しくゆとりある県土利用といった横断的な観点や、相互の関連性に留意する必要があるとしております。

目標年次の面積を定めた「規模の目標」の今日的意義としては、量的調整のための制約条件というよりは、むしろ持続可能な県土管理のためのおおむねの目安といった意義がより強まってきていることを付け加えさせていただきます。

最後に、規模の目標を達成するための必要な措置として10項目を掲げておりま

すが、本県の具体的取組としては、南海地震への総合的な対策の推進や、地球温暖化対策推進条例等に基づく、低炭素、循環型、自然共生社会の実現、生鮮食料供給地としての農林水産業の発展などの施策を講じていくこと、また、新たに、「多様な主体の参画による県土の管理」についても、必要な措置として加えております。

なお、国土利用計画自体としても、計画の推進に当たり、県土利用の質の向上を的確に把握できる指標を検討し、これを活用する、さらに進行管理をきちっとする、こうしたことを、第四次計画の特徴としております。

以上簡単ではございますが、計画の概要について説明させていただきました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

ただいま説明がありました今回の案に関しましては、前回の審議会におきまして各委員からのご意見が出尽くしておおむね了としていただいたところですが、これについて何かご意見なりご質問ございましたらよろしくお願いいたします。

委員

(特に発言なし)

会長

よろしいですか。それでは意見もないようでございますので、徳島県国土利用計画の改定については諮問された原案を適当と認めて、その旨、知事に答申したいと思っております。そういうことでよろしく申し上げます。

委員全員

異議なし

会長

この知事へ答申することにつきまして、その案文ですけれども、従来の取扱によりますと会長、私と会長職務代理に一任ということになっておりますので、そういうことでよろしいでしょうか。

委員全員

異議なし

会長

それでは、そういうことで確定させていただきます。では漸次休憩とします。

－休憩－

会長

それでは議事を再開いたします。では文案を朗読させていただきます。

「徳島県知事 飯泉嘉門 殿

徳島県国土利用計画審議会会長

徳島県国土利用計画（第四次）案について（答申）

平成22年1月14日付け用第351号で当審議会に対し諮問のありました徳島県国土利用計画（第四次）案については、原案を適当と認めます。」

ということにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員全員

異議なし

会長

それでは、ご異議がないようでございますので、この文案によりまして、後日、私のほうから知事に答申することいたします。どうかよろしくお願ひします。

会長（諮問案件2の審議）

次に諮問案件2の「徳島県土地利用基本計画の地域区分の変更」についてでございますけれども、この件につきましても知事からの諮問案件となっております。

それでは、事務局の方からご説明をよろしくお願ひします。

事務局

それでは、説明させていただきますが、諮問案件の説明の前に「土地利用基本計画」の概要について、簡単に説明いたします。

資料7「国土利用計画と他の諸計画との関係」をご覧ください。この図の左側に土地利用基本計画がございます。この計画は、国土利用計画を基本として策定されるもので、県土の利用は、この計画に即して適正かつ合理的な利用を図ることとされております。

つまり、土地利用基本計画は土地利用に関する計画において、他の諸計画の上位計画として行政内部の調整機能を果たすもので、他の計画や法律で重複する部分の相互調整を行う基本となるものでございます。

この土地利用基本計画は、土地利用の調整等に関する事項を記載した「計画書」と都市地域、農業地域など5つの利用区分を図示した「計画図」から構成されています。

本日、諮問いたしますのは、この「計画図」の一部変更（縮小）でございます。それでは、本日の諮問案件について説明いたします。

今回、ご審議いただく内容は、今申しましたように、「土地利用基本計画図」に定められた地域区分の変更でございます。変更箇所は2か所でございます。いずれも森林地域の縮小でございます。

お手元の諮問案件2「土地利用基本計画（地域区分）変更案」の1頁をお開けください。総括表を記載しておりますが、森林地域を6ha縮小するというのが、今回の諮問の内容でございます。

2頁をご覧ください。変更地域別概要でございますが、変更部分の面積と変更理由を記載しております。2か所とも変更を必要とする理由は同じで、いずれも他用途転用により現状が森林でなくなり、森林として利用・保全を図る必要がなくなったため、森林地域から除外しようとするものでございます。

次に5頁から7頁をご覧ください。変更位置図と変更区域図を示しております。整理番号1の変更箇所は、海陽町役場の少し北に位置し、国道55号沿い西側にあります。

整理番号2の変更箇所は、美馬市美馬町の西端で徳島自動車道の北側に位置し、三好市三野町との境目付近にあります。

まず、整理番号1について説明いたします。資料5「航空写真」の1頁をご覧ください。

緑の線のケバの内側が森林地域でございます。その中の黄色い線で囲まれた部分が、今回、森林地域からはずそうとする土地で、面積は4haでございます。この土地は、採石と資材置場の造成を目的に、林地開発許可に基づいた、開発行為が完了した土地です。

続きまして、整理番号2について説明いたします。「航空写真」の2頁をご覧ください。

緑の線の北側が森林地域になっておりまして、黄色い線で囲まれた部分が、今回、森林地域から除外しようとする土地です。面積は2haでございます。この土地につきましても、土砂採取と資材置場の造成を目的に、林地開発許可に基づいた、開発行為が完了した土地です。

なお、両変更箇所とも、現在、森林地域と農業地域に重複しておりますので、森林地域から除外しても、農業地域としての指定は残ります。

次に、資料6「徳島県土地利用基本計画書」（平成10年12月）の「6頁」を

お開けください。

下から5行目の「(3) 森林地域」をご覧ください。

森林地域は、「森林の土地として利用すべき土地があり」、「林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域」と規定しております。

7頁をお開けください。

3行目の「アの保安林」をご覧くださいと、保安林は、「他用途への転用は行わないものとする」とされております。

今回の変更箇所につきましては、いずれも保安林に指定されておられませんので、「イの保安林以外の森林」の2段落目の「なお」以下が該当いたしまして、

①森林地域内で森林を「他用途へ転用」する場合には、「森林の保続培養」と「林業経営の安定」に留意しつつ

②「災害の発生」、「環境の悪化等」の支障をきたさないよう

「十分考慮するもの」とされております。

なお、森林地域内の森林の「他用途への転用を目的とした開発行為の是非」については、この基準のもとに、森林法の規定に基づいて、「森林法所管部局」によって判断されております。

次に、「諮問案件2」にお戻りいただいて、8頁の「五地域区分の変更に係る説明資料」をご覧ください。

今回ご審議いただく箇所は、2箇所とも、今申し上げました条件を満たして、開発行為がなされた箇所であり、

①既に工事が完了して、「他用途に転用され現況森林ではなくなっている」こと。

また、②「整理番号1」については国道沿の土地であり、「整理番号2」については「森林地域の一番外側に当たる部分」の土地であり、除外しても「林業の振興」や「森林の諸機能の利用増進」に支障はないと考えられることから、この部分を「森林地域から除外」することについて、ご提案させていただいているものでございます。

最後に、3頁をお開けください。

今回の「変更に係る調整経過」でございます。

まず、県庁内の「各個別法所管部局」との調整から始めまして、ここに記載しております「関係市町」への意見照会、「国土交通省を始めとする各省庁との事前協議」が終了しております。

本日、ご審議いただき、原案が妥当との答申をいただきましたら、その後に、国土交通大臣の同意を得る予定でございます。

以上簡単ではございますが、今回の変更案件について説明させていただきました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

なお、昨年度からの約束事項となっておりますが、来年度以降の審議の参考としていただくため、現在、開発が行われている案件について、後ほど時間をいただき、説明させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会長

ただいまご説明いただきました件につきまして、ご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いいたします。

委員

(発言なし)

会長

特にないようですので、徳島県土地利用基本計画の変更につきましては、諮問された原案を適当と認め、その旨、知事に答申したいと思っております。それでよろしいでしょうか。

委員全員

異議なし

会長

それでは、そういうことで取り計らせていただきます。ご異議がございませんので、知事に答申することにいたしまして、答申の文案でございますけれども、先ほどと同じように取扱いにさせていただきますけど、よろしいでしょうか。

委員全員

異議なし

会長

それでは漸次休憩に入らせていただきまして、文案の作成にかからせていただきます。

－ 休憩 －

会長

それでは再会させていただきます。文案を朗読させていただきます。

「徳島県知事 飯泉嘉門 殿

徳島県国土利用計画審議会会長

徳島県土地利用基本計画の変更案について（答申）

平成22年1月14日付け用第352号で当審議会に対し諮問のありました徳島県土地利用基本計画の変更案については、原案を適当と認めます。」

ということですのでよろしいでしょうか。

委員全員

異議なし

会長

ご意見ないようでございますので、この文案によりまして答申することいたしますので、よろしくお願いたします。

会長（報告案件）

最後に報告案件の林地開発許可を受けた開発行為についてでございますけれども、この件につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

（林地開発許可を受けた開発行為について説明）

会長

それでは、ただいま報告いただきました案件につきまして、ご質問ございましたらよろしくお願いたします。

委員

私が間違ってるかもわかりませんが、この38番の「小松島市大田ノ浦」って、「小田ノ浦」ではないですか。「大田ノ浦」であっているいるかもわかりませんけど。

事務局

ありがとうございます。確認させていただきます。

委員

この順番というのは、どうなっているんですか。

事務局

この番号でございますが、許可を随時出しているんですけれども、上の方の許可期間が満了したものは、更新という形で新たにまた期間を取って更新しております。ですから、更新があると下に降りてきますので、番号には特段の意味はございません。

委員

現在の許可状況・・・

事務局

はい、現在の許可状況の件数がわかる程度でございます。

委員

じゃあ、上の方から完了していくという意味ではないんですね。

事務局

はい、そうではないです。上のものは完了する場合もございますし、また新たな期間を区切って更新していく場合は、下の方に降りてきます。

会長

ほかに意見はありませんか。

それでは、以上これもちまして、本日予定していました議題はすべて終了いたしました。これもちまして閉会といたしたいと思っております。皆さん大変ありがとうございました。

事務局

会長どうもありがとうございました。それでは、最後に県土整備部長からお礼申し上げます。

県土整備部長

各委員の皆様にはご審議いただきまして、本当にありがとうございます。2件とも「原案妥当」としていただきまして本当にありがとうございます。

国土利用計画につきましては2月議会に上程をいたしまして、議決を得たいと思っております。

議決を経た後は実行あるものとして、きちんとフォローアップしてまいりたいと思っております

また、土地利用基本計画図につきましては、答申のとおり変更させていただきたいと思っておりますので、今後とも皆様方には引き続きご指導のほどをよろしくお願ひ申し上げ、簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

午前 11時30分閉会